社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２９年度　第５回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成３０年３月９日（金）
　　午後５時００分～午後７時０５分
２　開催場所　　精華町地域福祉センターかしのき苑２階　会議室Ｄ・Ｅ
３　理事総数　　１２名
４　出席者氏名　（１１名）
　　理事　　八木章介　森　修美　早樫一男　岩前良幸
　　田中智美　長谷川 悟　石崎照代　中畔秀昭
　　村瀬由美子　福味加世子　山本正來
　　監事　　浦田善之　島中秀司
５　欠席者氏名　理事　　岡田敦子
６　議　　案
　第２３号議案　平成２９年度補正予算（第３号）について
　第２４号議案　地区福祉推進委員設置規則の一部改正について
　第２５号議案　平成３０年度事業計画について
　第２６号議案　平成３０年度収支予算について
７　報告事項
　報告事項１　会長職務の執行状況について
８　諸報告
９　議事の経過要領及び議案議決の結果
　定刻に至り、定款第３０条の規定により議長に早樫一男理事が選任され、議長は定款第３１条第１項に定める定足数である過半数を満たしていることを確認し、議事に入った。

　第２３号議案　平成２９年度補正予算（第３号）について
　議長の指示により事務局長から、補正予算案説明資料を用い、補正する事業内容別に、補正理由、補正するサービス区分、補正科目、補正前の予算、

補正額及び補正後の予算を提案説明した。
第２３号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第２４号議案　地区福祉推進委員設置規則の一部改正について
議長の指示により事務局長から、本会の地区福祉推進委員の始期については現行１０月始期であるが、一部自治会において選出作業が困難なことから、自治会役員任期に準じる４月１日始期が望ましいという意見を受け、地区福祉推進委員設置規則の附則を改正し、任期を年度単位に改め始期を４月 1 日からとすることについて、新旧対照表を用いて提案説明をした。
第２４号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。
意見：八木理事
４月始期がおかしい訳ではないが、選出母体である自治会と書いてある。選出母体が自治会とは言い切れないと思っている。設置規則には、広く社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地区住民の中から自治会長が推薦し、と書かれているため、自治会と関連付けることは問題があるのではないか。私の地区では、委員にふさわしい人を選んで自治会に推薦し、自治会から推薦してもらっている。自治会役員とは同等扱いではないため、４月始期にこだわることはないので、意見として述べさせてもらう。
議長：事務局から何か回答はないか。
回答：事務局長
自治会の役員さんにこだわりを持っているものではないが、一部自治会の中では役員と兼務いただいている事実も承知している。そういったところからお声をいただいている。現在、４２の自治会すべてから欠員なくご推薦いただき、委嘱させていただいている。今後のことを考えても、各地区からご選出いただけるよう、柔軟に対応していきたい考えのもとの規則改正である。八木理事のご意見も重々承知しており、柔軟に運用していきたいと考えている。
質問：山本理事
八木理事のところでは、自治会が関係ないということであれば、誰が選ぶのか。参考にお聞きしたい。
回答：八木理事
自治会が地区福祉推進委員を決めていない。自治会の役員は順番で回って来た人がしており、今年も非常に難航している。そこに、福祉に携わ

るふさわしい人は誰もいないため、自治会の役員から選出するのは似つかわしくなく、いま活動されている人の中でお願いし、自治会の役員かどうかは関係なく推薦している。現在の地区福祉推進委員も福祉の仕事をしており、適任であることから、我々から本人にお願いし、了解を得て、自治会の役員会にこの方をお願いしますというやりかたをしてきた。自治会役員に適任者がいればそれで良いと思うが、なかなかいないため地域の中でそういうことに興味を持つ人を、自治会に推薦するというパターンが本来ではないかと思う。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第２５号議案　平成３０年度事業計画について

議長の指示により、事務局長から事業計画案を基に、３つの基本方針を説明後、事業活動計画について重点的に取り組んでいく活動、新規の取組み並びに変更部分などを中心に提案説明をした。

第２５号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

質問：岩前理事

デイサービスの昼食自炊化事業が新規で挙がっているが、調理までするのか、温めるだけなのか、どのレベルまで考えているのか。

回答：事務局長

デイサービスセンターについては当初、自炊化する前提で建設しているため、一定の環境は整っている。第一段階としては、調理したものを持ち込み、加熱や盛り付けをするところから始めたい考えである。そのための設備を充実する設備費と、一部改修費用とを併せて見積りさせていただいている。将来的には全て調理することもにらみながら、環境を整えたいと思っている。

質問：田中理事

共同募金の件で、今後、社会福祉協議会が中間役にならないとの説明があったが、直接、募金会と連絡する方法等はどうなるのか、社会福祉協議会には説明があるのか。毎年助成金を受けている所に対しては、どういう説明をするのか。

回答：事務局長

共同募金の配分の方法であるが、現在のところ、お答えできるような情報は持ち合せていない。しかし、今まで助成を行ってきた活動の全部が全て変えられる可能性は低いのではないかと考えている。共同募金会

から社会福祉協議会に対して、一定の情報提供や協力などの要請がなされるのではないかと思うが、まだ具体の説明がないため、詳細がわかり次第、役員の皆さまを始め関係団体の方々にお知らせさせていただきたい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第２６号議案　平成３０年度収支予算について

議長の指示により、事務局長から収支予算案を基に社会福祉充実計画に係る予算等、全体的な予算の概要及び傾向を説明後、拠点別の収支予算書案について提案説明をした。

第２６号議案、平成３０年度収支予算について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

報告事項１　会長職務の執行状況について

議長の指示により、会長から、精華町社会福祉協議会定款第２１条第４項に基づき、資料を用いて会長職務の執行状況を報告した。

諸報告

議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。

事務局長から、地域福祉課として下記の４点について報告をした。

（１）平成２９年度共同募金配分金使途監査実地調査の結果について

（２）「第４次精華町地域福祉活動計画」進捗状況

（３）「せいか支えあいフォーラム」について

（４）精華町ボランティアセンター登録グループ一覧

地域包括支援センター長から、地域包括支援センターとして下記の１点について報告をした。

（１）南部地域包括支援センター事業実績

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の４点について報告をした。

（１）居宅介護支援係の事業実績

（２）認知症カフェ「ＤＯＮ Café」実績

（３）利用者情報記録の未整備について

（４）訪問介護係の事業実績

事務局長から、通所介護課として下記の３点について報告をした。

（１）通所介護等の事業実績
（２）個人情報の紛失
（３）利用者の転倒事故

以上をもって案件の全てを終了したので、議長が閉会を宣し午後７時０５分散会した。
上記の決議を証するため、議事録署名人において次に記名押印する。

平成３０年３月９日
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
平成２９年度第５回理事会において

会　長　　印

監　事　　印

監　事　　印